

大好き  
すめだ!

子育て世帯の「**住宅購入**」をサポート!

最大 **50** 万円  
助成

△今年度で終了します。**令和5年3月31日まで**にお申込みください。

※令和4年4月1日～同年7月10日に妊娠中で、その期間内に転居・転入し、  
**令和5年4月1日以降に出産予定**の方はご相談ください。

親の近くに住む

中学生までの  
子どもがいる

親と同居する

助成金額

新築住宅購入

**50** 万円 (定額)

中古住宅購入

**30** 万円 (定額)

ダブル  
**W**  
メリット

(R3.4.1～「【フラット35】地域連携型」に名称変更)

【フラット35】  
子育て支援型

年 **0.25%**

金利引下げ (当初10年間)

一緒に利用できます!

墨田区 都市計画部 住宅課 (9階)

☎ 03-5608-6215

「住宅購入助成」についてとお伝えください



## 🏠 申込が出来る方

対象者	●親世帯と同居又は近居（親世帯の住宅から直線距離で1 km 以内）するために住宅を取得する義務教育修了前の子どもがいる世帯
主な要件	●平成 30 年 4 月 1 日以降に区内で住宅を取得していること。 ●親世帯が申請時点において 3 年以上引き続き区内に住所を有し、現に居住していること。 ●子育て世帯及び親世帯の全員が住民税を滞納していないこと。 など
対象住宅	●子育て世帯自らが居住する住宅であること。 ●助成金の申請時点において、国が規定する世帯人数に応じた最低居住面積水準*以上の住戸専用面積の住宅であること。 など

\* 詳細な要件等は、ホームページでご確認いただくか、住宅課へお問い合わせください。

## 🏠 申請方法

- 新たな住宅に転居・転入後、住民票上の転居日又は転入日から3か月以内で令和5年3月31日（転居・転入時点で妊娠中の場合は、1年以内、かつ、出産後から令和5年3月31日）までに申請書に必要書類を添えて、郵送又は住宅課窓口へ直接提出してください。令和4年4月1日から令和4年7月10日に妊娠中で、その期間内に転居・転入し、令和5年4月1日以降に出産予定の方はご相談ください。

\* 予算の上限に達した場合、申請は受け付けられませんのでご了承ください。

## 🏠 申請書類

<input type="checkbox"/>	三世帯同居・近居住宅取得支援制度簡易チェックリスト
<input type="checkbox"/>	三世帯同居・近居住宅取得助成金申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	子育て世帯及び親世帯全員の続柄入りの住民票（個人番号の記載がないもの） 各1通
<input type="checkbox"/>	子育て世帯の戸籍全部事項証明書 1通
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の建物の登記事項証明書（全部事項証明書） 1通
<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の場合は、耐震性能を確認できる書類
<input type="checkbox"/>	子育て世帯及び親世帯の住民票に記載されている者全員（申請日時点において、18歳未満の者を除く。）の前年度の住民税の納税証明書又は非課税証明書（扶養親族の方の分も必要となります。）
<input type="checkbox"/>	誓約書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	同居又は近居する住宅の位置図（近居の場合は、親世帯の住宅及び子育て世帯の住宅が分かる位置図）
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	取得した住宅の検査済証又は検査済証が発行されていることが分かる建築確認台帳記載事項証明書の写し
<input type="checkbox"/>	三世帯同居・近居住宅取得支援制度 申請時アンケート

\* 様式はホームページでダウンロードできます。また、住宅課窓口でも配布しています。

## 🏠 フラット35 地域連携型について

- 本制度の対象の方は、【フラット35】の要件を満たす場合、「【フラット35】地域連携型」の利用申請が出来ます。区から交付される「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」によって、【フラット35】の借入金利を10年間、年0.25%引き下げることができます。申請方法等につきましては、ホームページでご確認いただくか、住宅課へお問い合わせください。

## 🏠 その他

- 助成金は税法上の一時所得に該当し、確定申告が必要となる場合があります。申告等の詳細につきましては、管轄の税務署にご確認願います。

### ※最低居住面積水準

計算式： $10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$  注1 世帯人数（注2適用後）が2人に満たない場合は、2人とする  
注2 世帯人数は3歳未満：0.25人、3歳以上6歳未満：0.5人、6歳以上10歳未満：0.75人と換算  
注3 世帯人数（注2適用後）が4人を超える場合は、計算式で算出した後5%を控除する  
計算例：大人2人、子ども2人（3歳・7歳）の場合 ⇒  $10 \text{ m}^2 \times (2 + 0.5 + 0.75) + 10 \text{ m}^2 = 42.5 \text{ m}^2$